

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

斑鳩町長 中西 和夫

市町村名 (市町村コード)	斑鳩町 (29344)
地域名 (地域内農業集落名)	法隆寺東部地区 (三町、五丁北、五丁南、東里、白石畑農家組合)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月18日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、法隆寺の東部から北部山間部にあたり、北部山間部及び東部境界部分においては、獣害の増加により営農に支障が生じている。また、数人の専業農家はいるが、兼業農家が多数を占め、各地区において、担い手の高齢化により遊休農地の更なる増加が懸念されている。

今後も、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、集落営農組織の拡大など、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者:106人、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体

主な作物:水稲、酒米、小麦、イチゴ

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・小麦や酒米栽培についての取り組みを推進するため、農地の集積・集約化を進める。
- ・将来的に少ない担い手で耕作することが予想されるため、農地の集約化が可能な地域では、担い手へ農地を集積する。
- ・さらなる農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入について検討を進める。
- ・北部山間部周辺では、鳥獣害被害防止のため、侵入防護柵や電気柵、ICTを活用した鳥獣害被害対策について検討を進める。
- ・地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や集落営農組織を中心に、担い手へ農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作の継続が困難な農地を農地中間管理機構に貸し付け、集落営農組織や中心経営体の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連の農地整備事業等を活用しながら検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町内外から多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県や町、JAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

イノシシによる獣害被害防止のため、鳥獣被害防止対策事業等を活用し、鳥獣被害の防止を図る。

③スマート農業

ICT対応農機を活用し、農作業の省力化を図る。また、ドローンを活用した農作物防除の導入について検討を行う。

⑦保全・管理等の取組方針

多面的機能支払交付金事業の継続により適正な農用地の維持管理を図る。